

環境影響評価法及び府環境影響評価条例改正の概要

- 法施行後10年が経過し、社会状況の変化や法及び条例の運用実態から明らかになった課題に対応するため、法及び政省令が改正され、条例及び規則についても法改正事項を踏まえ、府環境審議会の答申を受け、平成23年度中に第1次の改正を実施。法と同時施行。
- **配慮書手続**については、法と条例の対象事業の違い等を踏まえ、継続審議とし、平成24年11月に審議を再開。

法改正の概要

